

生命・身体被害に係る消費者事故情報の公表等について

1. 事故情報の公表等

(1) 法令に基づき通知等された事故情報の公表

- 消費者安全法に係る事故情報（参考資料 1 - 1）
- 消費生活用製品安全法に係る事故情報（参考資料 1 - 2）

(2) 「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」の公表
(参考資料 1 - 3、1 - 4)

- 消費者安全法第 13 条に基づき、消費者事故等に関する情報を分析し、取りまとめ（22 年 6 月、23 年 2 月）。

(3) 事故情報データベースにおける公開

- 参画機関から事故情報等を広く収集し、インターネット上で閲覧・検索できる環境を提供（22 年 4 月～）。

- ・事故の原因となった製品の画像などを表示（22 年 7 月～）
- ・国土交通省が保有する自動車の不具合による事故・火災情報を反映（22 年 12 月～）
- ・重大事故等以外の消費者事故等を登録（23 年 1 月～）（参考資料 1 - 5）
- ・国民生活センター及び各都道府県・政令指定都市の中心となる消費生活センター以外の消費生活センター等の情報の事故情報データベース（一般消費者向けサイト）への掲載（23 年 2 月～）

2. 事故情報の活用

- 事故情報分析タスクフォースにおける原因究明

- 消費者への注意喚起、関係行政機関や事業者等への要請（事故情報対応チーム（22 年 9 月～）によるものを含む）（参考資料 2 - 1、2 - 2）

- 消費者安全啓発資料「安全・安心を考える リスクの学習帖」及び手引書（23 年 2 月）（参考資料 2 - 3）

3. 情報発信の工夫

- 消費者庁携帯サイト（22 年 9 月～）（参考資料 3 - 1）

- ツイッター（23 年 1 月～）

- 「子どもを事故から守る！プロジェクト」の携帯サイト及びパソコン用ホームページ、「子ども安全メール」（22 年 9 月～）（参考資料 3 - 2）

- 現在複数機関にわたって提供されているリコール情報を一元化した「リコール情報一元化サイト」を創設し、消費者に分かりやすく情報を届ける仕組みを整備（参考資料 3 - 3）